

平成25年10月

組合員 各位

日本被服工業組合連合会
理事長 平 謙 介

埼玉県被服工業組合
理事長 阿部 弘一

大阪府被服工業組合
理事長 伊藤 清一

岡山県アパレル工業組合
理事長 河合 秀文

広島県アパレル工業組合
理事長 平 謙介

消費税増税に伴う「表示カルテル」について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の各種事業に対しまして、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、政府は、平成26年4月1日から消費税を5%から8%に引き上げることを決定いたしました。

同時に本年10月1日より、価格表示を総額表示から「本体価格+税」とすることの表示が、平成29年3月末までの間、時限立法ではありますが特別措置として認められました。

又、消費税を円滑かつ適正に転嫁するために、表示の方法に係る共同行為（いわゆるカルテル）を実施するための特別措置も決定されました。

当連合会におきましては、消費税分の減額、買ったとき、消費税の転嫁拒否などの取引行為を防ぎ、消費税の円滑かつ適正な転嫁をするために、「表示カルテル」の届けを公正取引委員会へ提出し、このほど受理されました。

連合会傘下組合員の大多数が中小企業者であり、消費税を適正に転嫁することができなければ、企業の死活問題に直結する恐れがあります。加盟する全ての組合員の皆様方の力の結集により、円滑かつ適正な消費税の転嫁が行われますよう「共同行為」の内容を添付して、ご報告とご案内を申し上げます。

なお、別紙に公正取引委員会及び経済産業省が開設した地方部局の「転嫁調査室・対策室」を一覧表にまとめましたので、お気軽にご相談していただきたいと存じます。（秘密厳守とのことです。）

敬具

消費税についての表示に係る共同行為の内容

日本被服工業組合連合会

1. 共同行為の対象となる商品又は役務
男子服、婦人服、子供服、学生服、作業服、スポーツ服、シャツ服、その他外衣、下着、寝着など衣料品及び身の回り品等の繊維製品
2. 共同行為の内容
 - (1) 個々の値札に、税抜き価格を表示した上、「〇〇円（税抜価格）」、「〇〇円＋税」など、消費税が別途課される旨を明示する。
 - (2) 見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成する。
 - (3) 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する。
3. 共同行為の実行を確保するためにご協力を
全ての傘下組合員様の共同行為により実行が高まりますので、各取引先様へ「税抜価格」を提示していただくようご協力をお願いいたします。
4. 共同行為の実施期間
平成26年4月1日～平成29年3月31日